

スマートエネルギーネットワーク構築事業実施要綱 新旧対照表
(令和6年度用)

改正後	改正前
<p>スマートエネルギーネットワーク構築事業実施要綱</p> <p>(制定) 令和2年7月14日付2環地次第208号 (改正) 令和4年3月8日付3環地次第708号 (改正) 令和5年2月20日付4産労産事第247号 <u>(改正) 令和6年3月4日付5産労産事第546号</u></p>	<p>スマートエネルギーネットワーク構築事業実施交付要綱</p> <p>(制定) 令和2年7月14日付2環地次第208号 (改正) 令和4年3月8日付3環地次第708号 (改正) 令和5年2月20日付4産労産事第247号</p>
<p>第4 本事業の具体的な内容</p> <p>1 略</p> <p>(1) 助成対象事業者 略</p> <p>(2) 助成対象事業の要件</p> <p>助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、スマートエネルギーネットワークの形成を推進するものとして、次の全ての要件を満たすものとする。</p> <p>ア 都内の建築物において、コージェネレーションシステム及び熱電融通インフラを新たに設置及び接続すること、<u>熱電融通インフラを新たに設置し、既存のコージェネレーションシステムに接続すること、又は、コージェネレーションシステムを新たに設置すること、のいずれかの取組を実施すること。</u></p> <p>イ コージェネレーションシステムを設置する建築物及び供給対象建築物においてエネルギーマネジメントを実施</p>	<p>第4 本事業の具体的な内容</p> <p>1 略</p> <p>(1) 助成対象事業者 略</p> <p>(2) 助成対象事業の要件</p> <p>助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、スマートエネルギーネットワークの形成を推進するものとして、次の全ての要件を満たすものとする。</p> <p>ア 都内の建築物において、コージェネレーションシステム及び熱電融通インフラを新たに設置及び接続すること。<u>又は、熱電融通インフラを新たに設置し、既存のコージェネレーションシステムに接続すること。</u></p> <p>イ コージェネレーションシステムを設置する建築物及び供給対象建築物においてエネルギーマネジメントを実施</p>

し、デマンドレスポンスの実行を可能にする体制を構築すること。ただし、コージェネレーションシステムを新たに設置し、熱電融通インフラに接続しない場合には、コージェネレーションシステムを設置する建築物のみを対象とする。

ウ～エ 略

(3) 助成対象設備

助成金の交付対象となる設備は、次のとおりとし、別に定める要件を満たすものとする。

ア コージェネレーションシステム (本助成事業において導入する熱電融通インフラと同時設置の場合)

イ 熱電融通インフラ

ウ コージェネレーションシステム (単独設置の場合)

(4) 助成対象経費 略

(5) 助成金額

助成金の交付額は、次の額とする。

ア コージェネレーションシステム (本助成事業において導入する熱電融通インフラと同時設置の場合)

(ア) 再エネ開発を行う場合

助成対象経費の2分の1の額とし、4億円を上限とする。

(イ) (ア) 以外の場合

し、デマンドレスポンスの実行を可能にする体制を構築すること。

ウ～エ 略

(3) 助成対象設備

助成金の交付対象となる設備は、次のとおりとし、別に定める要件を満たすものとする。

ア コージェネレーションシステム

イ 熱電融通インフラ

(4) 助成対象経費 略

(5) 助成金額

助成金の交付額は、次の額とする。なお、国その他の団体からの補助金との併用は認めない。

ア コージェネレーションシステム

(ア) 再エネ開発を行う場合

助成対象経費の2分の1の額とし、4億円を上限とする。

(イ) (ア) 以外の場合

助成対象経費の3分の1の額とし、3億円を上限とする。

イ 熱電融通インフラ 略

ウ コージェネレーションシステム（単独設置の場合）

（ア）再エネ開発を行う場合

助成対象経費の3分の1の額とし、2億円を上限とする。

（イ）（ア）以外の場合

助成対象経費の4分の1の額とし、1億円を上限とする。

附則（令和2年7月14日付2環地次第208号）

- 1 この要綱は、令和2年7月14日から施行し、令和2年7月14日から適用する。

附則（令和2年7月14日付3環地次第708号）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

助成対象経費の3分の1の額とし、3億円を上限とする。

イ 熱電融通インフラ

（ア）再エネ開発を行う場合

助成対象経費の2分の1の額とし、1億円を上限とする。

（イ）（ア）以外の場合。

助成対象経費の3分の1の額とし、8千万円を上限とする。

附則（令和2年7月14日付環地次第208号）

- 1 この要綱は、令和2年7月14日から施行し、令和2年7月14日から適用する。

附則（令和2年7月14日付環地次第708号）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附則（令和5年2月20日付4産労産事第247号）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附則（令和6年3月4日付5産労産事第546号）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附則（令和5年2月20日付4産労産事第247号）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。